

保護者の方へ 予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。

ヒブ Hibワクチン接種の説明

1. 乳幼児の細菌性髄膜炎とHib(インフルエンザ菌b型)

- ①体の中で最も大切な部分ともいえる脳や脊髄を包んでいる膜を髄膜といい、この髄膜に細菌やウイルスが感染して炎症が起こる病気が髄膜炎です。髄膜炎には、細菌が原因の「細菌性髄膜炎」と細菌以外(ウイルスなど)が原因の「無菌性髄膜炎」がありますが、治療後の経過が悪く後遺症が残るなどのため特に問題となるのが「細菌性髄膜炎」です。細菌性髄膜炎の初期症状は、発熱や嘔吐、不機嫌、けいれんなどで、風邪などの他の病気の症状と似ているため、早期に診断することはとても難しい病気です。
- ②乳幼児の細菌性髄膜炎を起こす細菌はいくつかありますが、原因の半分以上を占めているのが「インフルエンザ菌b型」という細菌で、略して「Hib(ヒブ)」と呼ばれています。Hibは冬に流行するインフルエンザ(流行性感冒)の原因である「インフルエンザウイルス」とは全く別のものです。また、他の多くの細菌やウイルスとは異なり、Hibは乳幼児に感染しても抗体(免疫)がでず、繰り返し感染することがあります。
- ③Hibによる細菌性髄膜炎(Hib髄膜炎)は、5歳未満の乳幼児がかかりやすく、特に生後3ヵ月から2歳になるまではかかりやすいので注意が必要です。日本の年間患者数は少なくとも600人と報告されており、5歳になるまでに2000人に1人の乳幼児がHib髄膜炎にかかっていることとなります。
- ④Hib髄膜炎にかかると1ヵ月程度の入院と抗生物質による治療が必要となりますが、治療を受けても約5%(年間約30人)の乳幼児が死亡し、約25%(年間約150人)に発育障害(知能障害など)や聴力障害、てんかんなどの後遺症が残ります。さらに最近では抗生物質の効かない菌(耐性菌)も増えてきており、治療が困難になってきています。
- ⑤その他にもHibは、肺炎、喉頭蓋炎、敗血症などの重篤な全身感染症を引き起こします。

2. Hibによる感染症を予防するHibワクチン

- ①Hibワクチンは、4回の接種を受けた人のほぼ100%に抗体(免疫)ができ、Hib感染症に対する高い予防効果が認められています。
- ②Hibワクチンの接種後に、他のワクチン接種でもみられるのと同様の副反応がみられますが、通常は一時的なもので数日で消失します。最も多くみられるのは接種部位の発赤(赤み)や腫脹(はれ)です。また発熱が接種された人の数%におこります。重い副反応として、非常にまれですが、海外で次のような副反応が報告されています。
(1)ショック・アナフィラキシー様症状(じんましん・呼吸困難など)、(2)けいれん(熱性けいれん含む)、(3)血小板減少性紫斑病。
- ③このワクチンは、製造の初期段階に、ウシの成分(フランス産ウシの肝臓および肺由来成分、ヨーロッパ産ウシの乳由来成分、米国内産ウシの血液および心臓由来成分)が使用されていますが、その後の精製工程を経て、製品化されています。また、このワクチンはすでに世界100ヵ国以上で使用されており、発売開始からの14年間に約1億5000万回接種されていますが、このワクチンの接種が原因でTSE(伝達性海綿状脳症)にかかったという報告は1例もありません。したがって、理論上のリスクは否定できないものの、このワクチンを接種された人がTSEにかかる危険性はほとんどないものと考えられます。

3. 次の方は接種を受けないでください

- ①明らかに発熱している方(通常は37.5℃を超える場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンの成分または破傷風トキソイドによってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある方
- ④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

4. 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方

<裏面へつづく>

③過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方

④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方

⑤このワクチンの成分または破傷風トキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方

5. 接種後は以下の点に注意してください

①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。

②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。

④このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、このワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には、医師にご相談ください。

⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。

⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期接種では、重い副反応が生じた場合に、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、公費での救済制度があります。

初回接種・追加接種についての注意事項

ヒブワクチンの予防接種は、国が定めた予防接種で、生後2か月から接種を開始した場合、初回接種は27日（医師が認めた場合には20日）～56日までの間隔で3回接種、追加接種は初回接種終了後7か月～13か月の間隔で1回接種します。生後7か月から接種を開始した場合、初回接種は27日（医師が認めた場合には20日）～56日までの間隔で2回接種、追加接種は初回接種終了後7か月～13か月の間隔で1回接種します。

特に注意していただきたい事項は、

初回接種については、1回目と2回目または1回目、2回目、3回目の間隔が27日（医師が認めた場合には20日）～56日までの間隔以外で接種した場合、追加接種については、初回接種終了後7か月～13か月の間隔以外で接種した場合、国が定めた間隔ではなくなるため、法定外（任意）接種の取扱いになります。

また、万が一予防接種による健康被害が生じた場合は、国の定める救済制度は適用されません。しかし、本市としては、お子さんの健康と基礎免疫の重要性を考え、対象年齢期間内の法定外（任意）接種についての費用は、定期接種と同様に取り扱います。しかし、万が一法定外（任意）での予防接種が原因の健康被害が認定された場合は、国の定める救済制度は適用されません。そのため、医療品副作用被害救済制度などの適用となりますが、この場合、補償請求手続きや補償内容などで格差が生じる可能性があります。このことから、本市では接種間隔はできるだけ守るようにはいていただきたいと考えています。しかしどうしてもその接種間隔以外で接種せざるをえない場合でも、規定回数を受けることで基礎免疫は確保されますので、速やかに接種されることをお勧めいたします。

法定の接種間隔以外の接種を希望される場合は、上記の事を理解し、予防接種委託医療機関（市内）においてある所定の用紙（予防接種希望書）に保護者の方が署名した上での接種となります。

【問い合わせ】東久留米市福祉保健部健康課予防係

TEL 042-477-0030